

## 2 土砂災害防止に向けた盛土の安全対策の推進について

近年、我が国は、地震や台風・豪雨など、数多くの自然災害に見舞われており、その被害も激甚化している。こうした中、東日本大震災や北海道胆振東部地震において大規模な盛土造成地の滑動崩落が起り、本年7月には静岡県熱海市で記録的な大雨の際に土石流が発生し、上流部の建設工事等により発生した土砂等が含まれる盛土の崩壊が被害を拡大させるなど、土砂災害、その中でも特に盛土の安全性に対する懸念は日に日に高まっている。

国は、静岡県熱海市の土砂災害を受けて、盛土の安全対策に関する関係府省連絡会議を設置し、崩壊のリスクのある盛土の実態を把握するため、都道府県に依頼して総点検することになった。

今後、盛土の崩壊等による被害を防止するためには、総点検により危険と判断された盛土のは正措置や、盛土の崩壊による被害の防止策を講じることが急務となる。

また、建設工事等により発生した土砂等について適正な処理に関する法制度がないことから、地方公共団体が独自に条例を制定するなど対応しているが、条例では十分な抑止力になっておらず、規制に限界がある。

については、次の事項について特段の措置を講じられたい。

### 1 総点検により危険と判断された盛土のは正措置について

(1) 当該盛土が関係法令及び条例の規制の対象外である場合は、は正措置を行うべき者が不明確となることから、関係する地方公共団体と調整の上、適切な役割分担を定めること。

(2) 危険と判断された盛土のは正措置を講じるにあたっては、その実施主体の負担が軽減されるよう、は正措置に係る基準等を明示すること。また、地方公共団体がは正措置を講ずる場合は、

財政支援を行うこと。

## 2 危険度の高い盛土の抽出及び宅地耐震化について

- (1) 大規模盛土造成地の耐震化事業について、住民が理解しやすい技術情報の提供や、調査・対策費用の縮減策の検討など、総合的な施策の充実を図ること。
- (2) 都道府県、区市町村及び土地所有者等の責務と役割について、法令等に基づき明確に定めるとともに、都道府県又は区市町村の責務と役割を定めた場合には、それを果たすための権限を法令に位置付けること。
- (3) 民地を多く含む大規模盛土造成地において、地方公共団体が事業を実施すべき理由及び範囲を明確に示すとともに、更なる財政支援を行うこと。

## 3 造成地の土地所有者による管理について

- (1) 造成地の売買において、施工内容等の土地の管理に必要な情報が土地取得者に引き継がれるよう、法令の整備を図ること。
- (2) 造成地の土地所有者が一団の土地を連帶して維持管理するための制度の構築と、土地所有者の維持保全義務を担保する法令の整備を図ること。

## 4 土砂災害の防止に向けた法制度の整備

- (1) 土砂災害の防止に資するため、土砂等の発生者責任を明確にするとともに、その発生から処分に至る流れを管理し、地方公共団体においても情報を共有できる仕組みを設けること。
- (2) 土砂等の埋立て等を許可制とし、全国統一の許可基準を定めること。
- (3) 発生者を含め、不適正な処理を行った者に対する、適正処理

の命令規定及び抑止力のある罰則規定を設けること。

- (4) 新法の規定違反については、建設業法や廃棄物処理法の許可取消し要件とすること。
- (5) 最終的な解決手段である行政代執行を実施する地方公共団体の負担を軽減するための財政支援制度を創設すること。
- (6) 土砂等の無許可の埋立や投棄を防止するため、デジタル技術を活用して埋立て・投棄行為等を監視できるシステムの構築について検討すること。